

## 美幌町学校給食運営委員会資料

1. 美幌町学校給食運営委員会委員名簿	… 1 頁
2. 地元産農産物の使用状況について	… 2 頁
3. 食物アレルギー調査集計結果（学校別）	… 3 頁
4. 学校給食費年度別徴収率実績表	… 4 頁
5. 美幌町の学校給食における食物アレルギー対応指針	… 5～6 頁
6. 美幌町食物アレルギー診断経費補助金交付要綱	… 7 頁
7. 美幌町学校給食における異物混入対応マニュアル	… 8～10 頁
8. 学校給食事故管理マニュアル	… 11 頁
9. 美幌町第3子以降学校給食費補助事業実施要綱	… 12～14 頁

## 美幌町学校給食運営委員名簿

(任期 R2. 5. 7~R4. 5. 6)

No	区分	氏名	所属	委嘱年月日
1	学校長	河岸英樹	美幌小学校	R2.5.7
2	〃	関谷正樹	東陽小学校	R3.4.28
3	〃	池田潤	旭小学校	R3.4.28
4	〃	竹次康人	美幌中学校	H31.4.26
5	〃	竹内昭二	北中学校	R2.5.7
6	学校医	玉川英文	美幌医師会	R2.5.28
7	学校薬剤師	中村美千代	美幌薬剤師会	H28.5.7
8	美幌消防署長	尾形正人	美幌消防署	R3.4.28
9	PTA会長	寺崎智史	美幌小学校	R2.5.7
10	〃	西田陽子	旭小学校	R2.5.7
11	PTA副会長	佐藤圭介	美幌中学校	R2.5.7
12	保護者	横山昌邦	東陽小学校	R2.5.7
13	〃	井上暢恵	北中学校	R2.5.7

地元産農産物の使用状況について

作物名	単位	令和2年度				平成31年度				平成30年度					
		総数量	地元産	その他	地元産 使用率	前年度との比較	総数量	地元産	その他	地元産 使用率	前年度との比較	総数量	地元産	その他	地元産 使用率
アスパラガス	kg	40	40	0	100.0%	0.0%	40	40	0	100.0%	0.0%	40	40	0	100.0%
小松菜	kg	163	68	95	41.7%	27.7%	100	14	86	14.0%	-26.9%	137	56	81	40.9%
にんじん	kg	4,145	1,166	2,979	28.1%	-14.4%	4,231	1,799	2,432	42.5%	-12.4%	4,630	2,544	2,086	54.9%
根深ネギ	kg	1,379	433	946	31.4%	-9.7%	1,156	475	681	41.1%	-13.8%	1,373	753	620	54.8%
白菜	kg	1,912	1,030	882	53.9%	3.9%	1,881	940	941	50.0%	-6.2%	1,590	893	697	56.2%
大根	kg	1,588	733	855	46.2%	0.0%	1,249	577	672	46.2%	7.2%	1,643	640	1,003	39.0%
パセリ	kg	2	0	2	0.0%	0.0%	2	0	2	0.0%	0.0%	0	0	0.0	0.0%
ピーマン	kg	433	127	306	29.3%	-12.7%	424	178	246	42.0%	12.8%	470	137	333	29.1%
ほうれん草	kg	633	467	166	73.8%	7.4%	402	267	135	66.4%	28.8%	340	128	212	37.6%
玉ネギ	kg	5,850	5,497	353	94.0%	19.0%	6,189	4,637	1,552	74.9%	-12.5%	6,800	5,948	852	87.5%
チンゲンサイ	kg	346	0	346	0.0%	0.0%	395	0	395	0.0%	-24.5%	314	77	237	24.5%
ミニトマト	kg	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%
キャベツ	kg	1,925	1,323	602	68.7%	-8.4%	1,930	1,488	442	77.1%	18.2%	1,644	969	675	58.9%
キュウリ	kg	414	30	384	7.2%	-18.2%	373	95	278	25.5%	12.2%	316	42	274	13.3%
ごぼう	kg	538	538	0	100.0%	0.0%	400	400	0	100.0%	12.1%	588	517	71	87.9%
なす	kg	42	0	42	0.0%	0.0%	26	0	26	0.0%	-100.0%	27	27	0	100.0%
ニラ	kg	56	0	56	0.0%	-15.1%	86	13	73	15.1%	-30.2%	75	34	41	45.3%
じゃがいも	kg	1,652	1,652	0	100.0%	0.0%	2,152	2,152	0	100.0%	0.0%	2,486	2,486	0	100.0%
生しいたけ	kg	390	0	390	0.0%	0.0%	316	0	316	0.0%	0.0%	355	0	355	0.0%
シヨウガ	kg	36	0	36	0.0%	0.0%	38	0	38	0.0%	0.0%	29	0	29	0.0%
もやし	kg	1,913	0	1,913	0.0%	0.0%	1,726	0	1,726	0.0%	0.0%	1,759	0	1,759	0.0%
青じそ	kg	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%
みつば	kg	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	3	0	3	0.0%
計	kg	23,457	13,104	10,353	55.9%	-0.7%	23,116	13,075	10,041	56.6%	-5.5%	24,619	15,291	9,328	62.1%

食物アレルギー調査集計結果(学校別)

R3.1.18 現在

学校	学年	児童生徒数	回収数	未提出	回収率	食物アレルギーのある人数	食物アレルギーの有病率	アナフィラキシー症状のある人数	アナフィラキシー有病率	エビパン保持者	学校での食物アレルギー対応希望者数
		①	②	①-②	②÷①	③	③÷②		④÷②	⑤	⑥
美小	新1年生	43	43	0	100.0%	5		2			
	1年生	51	51	0	100.0%	2					1
	2年生	48	48	0	100.0%	6					2
	3年生	56	56	0	100.0%	5					2
	4年生	67	66	1	98.5%	5					2
	5年生	48	48	0	100.0%	3					
	6年生	67	66	1	98.5%	11					
	計	380	378	2	99.5%	37	9.8%	3	0.8%	0	5
東陽	新1年生	38	38	0	100.0%	6					
	1年生	49	49	0	100.0%	6					
	2年生	56	56	0	100.0%	2					1
	3年生	49	49	0	100.0%	2					
	4年生	53	53	0	100.0%	4					
	5年生	60	60	0	100.0%	9				1	4
	6年生	48	48	0	100.0%	7					
	計	353	353	0	100.0%	36	10.2%	2	0.6%	1	5
旭小	新1年生	30	30	0	100.0%	2					
	1年生	32	32	0	100.0%	8					2
	2年生	41	41	0	100.0%	2					
	3年生	38	38	0	100.0%	2		1			
	4年生	31	31	0	100.0%	6					
	5年生	38	38	0	100.0%	3					
	6年生	38	38	0	100.0%	5					
	計	248	248	0	100.0%	28	11.3%	1	0.4%	0	2
小学校計		981	979	2	99.8%	101	10.3%	6	0.61%	1	12
美中	1年生	66	65	1	98.5%	5		1			2
	2年生	75	75	0	100.0%	7		1			1
	計	141	140	1	99.3%	12	8.6%	2	1.4%	0	3
北中	1年生	60	59	1	98.3%	5		1		1	1
	2年生	87	87	0	100.0%	16		3			
	計	147	146	1	99.3%	21	14.4%	4	2.7%	1	1
中学校計		288	286	2	99.3%	33	11.5%	6	2.10%	1	4
令和2年度調査計		1,269	1,265	4	99.7%	134	10.6%	12	0.95%	2	16

☆過去4年間の調査結果

令和元年度調査計	1,328	1,317	11	99.2%	139	10.6%	10	0.76%	3	19
平成31年度調査結果	1,379	1,374	5	99.6%	141	10.3%	8	0.58%	1	20
平成30年度調査結果	1,394	1,392	2	99.9%	161	11.6%	8	0.57%	1	13
平成29年度調査結果	1,450	1,446	4	99.7%	170	11.8%	8	0.55%	1	11

## 学校給食費年度別徴収率実績表

(学校給食グループ)

### 1. 学校給食費年度別収納状況(現年度)

年度/区分	小学校			中学校			合計					
	調定額	収納額	収納未済額	収納率	調定額	収納額	収納未済額	収納率	調定額	収納額	収納未済額	収納率
平成23年度	55,264,961	55,034,068	230,893	99.6%	33,347,016	33,212,009	135,007	99.6%	88,611,977	88,246,077	365,900	99.6%
平成24年度	53,906,005	53,480,905	425,100	99.2%	36,087,545	35,543,945	543,600	98.5%	89,993,550	89,024,850	968,700	98.9%
平成25年度	52,176,489	51,845,189	331,300	99.4%	34,943,665	34,459,165	484,500	98.6%	87,120,154	86,304,354	815,800	99.1%
平成26年度	49,791,754	49,499,554	292,200	99.4%	31,987,673	31,738,573	249,100	99.2%	81,779,427	81,238,127	541,300	99.3%
平成27年度	49,610,727	49,298,027	312,700	99.4%	31,869,432	31,586,132	283,300	99.1%	81,480,159	80,884,159	596,000	99.3%
平成28年度	49,508,595	49,251,295	257,300	99.5%	32,359,357	32,152,757	206,600	99.4%	81,867,952	81,404,052	463,900	99.4%
平成29年度	47,573,441	47,326,241	247,200	99.5%	32,573,372	32,417,172	156,200	99.5%	80,146,813	79,743,413	403,400	99.5%
平成30年度	45,646,665	45,198,365	448,300	99.0%	30,995,038	30,878,338	116,700	99.6%	76,641,703	76,076,703	565,000	99.3%
平成31年度	40,634,142	40,273,842	360,300	99.1%	27,775,502	27,366,052	409,450	98.5%	68,409,644	67,639,894	769,750	98.9%
令和2年度	44,019,913	43,834,913	185,000	99.6%	27,597,089	27,481,089	116,000	99.6%	71,617,002	71,316,002	301,000	99.6%

単位:円

### 2. 学校給食費年度別収納状況(過年度)

年度/区分	調定額	収納額	不納欠損額	収納未済額	収納率	合計収納率 (現+過年度)
平成23年度	6,712,086	1,321,790	0	5,390,296	19.7%	94.0%
平成24年度	5,756,196	413,600	0	5,342,596	7.2%	93.4%
平成25年度	6,311,296	348,900	2,971,001	2,991,395	5.5%	92.7%
平成26年度	3,807,195	397,300	0	3,409,895	10.4%	95.4%
平成27年度	3,951,195	494,900	0	3,456,295	12.5%	95.3%
平成28年度	4,052,295	357,500	0	3,694,795	8.8%	95.2%
平成29年度	4,158,695	471,700	0	3,686,995	11.3%	95.1%
平成30年度	4,090,395	584,500	0	3,505,895	14.3%	95.0%
平成31年度	4,070,895	436,100	0	3,634,795	10.7%	93.9%
令和2年度	4,404,545	427,950	0	3,976,595	9.7%	94.4%

単位:円

### 3. 学校別未納額状況(令和2年度分)

美幌小学校	2	44,200
東陽小学校	2	48,100
旭小学校	3	92,700
美幌中学校	2	89,100
美幌北中学校	1	26,900
合計	10	301,000

令和2年度滞納繰越合計(令和3年度過年度調定額)

4,277,595 円

# 美幌町の学校給食における食物アレルギー対応指針

(平成28年 3月 7日策定)

## 1 基本的な考え方

美幌町教育委員会は、平成26年10月に北海道教育委員会が策定した「学校における食物アレルギー対応の進め方」に沿ったアレルギー対応を実施します。

## 2 具体的な対応

- ①児童生徒の食物アレルギー情報を正確に把握するため、毎年、翌年に小学校入学予定の児童を含め、食物アレルギー調査を実施します。
- ②食物アレルギー調査の結果をデータベース化し、学校、給食センター、学校教育グループにおいて情報の共有を図ります。
- ③保護者は、学校での食物アレルギーに対する取組を希望する場合、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」という。）を必ず学校に提出する。  
管理指導表は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出する。
- ④美幌町教育委員会は、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、管理指導表の作成に要する費用を助成し、保護者の負担軽減を図ります。
- ⑤管理指導表を基に、対象児童生徒への対応方法の検討、決定を行います。
  - ・個別面談（保護者、学級担任、養護教諭、栄養教諭、栄養職員）の実施。
  - ・個別の取組プランを作成する。
  - ・取組プランを全教職員へ周知、徹底する。

## 3 給食実施日における対応方法

### ①レベル1【詳細な献立表対応】

- ・学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、それをもとに保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で原因食品を除去しながら食べる。

- ・全ての対応の基本であり、レベル2、3でも詳細な献立表は提示する。

#### ②レベル2【一部弁当対応又は完全弁当対応】

- ・一部弁当対応は、除去食の対応が困難な献立に対して、家庭から弁当（代替食）を持参。
- ・完全弁当対応は、全ての学校給食に対して弁当を持参。

#### ③レベル3【除去食対応】

- ・原因食品を除いた給食を提供する。
- ・献立によっては、レベル2の対応をすることもあります。

※年々食物アレルギー児童生徒が増加傾向にある中、学校におけるアレルギー対応人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーションのリスクがあるケースなどにおいては、児童生徒への安全・安心な給食の提供を第一と考え、アレルギー対応における除去食対応を困難と判断する場合があります。

- ・「コンタミネーション」とは、食品の製造過程で機械や器具から偶発的に原因食物が微量に混入してしまうこと。

### **4 学校給食費の取扱い**

#### ①献立によって弁当を持参する場合

「1 食単価×給食を食べない日数」の金額を算出し返金する。

#### ②主食（ごはん、パン、麺）を中止する場合

中止回数分の金額を返金する。

#### ③牛乳を中止する場合

中止回数分の金額を返金する。

#### ④献立によって除去食を提供する。又は、一部弁当を持参する場合

返金は行わない。

#### ⑤献立によって副食の一部を自分で除去する場合

返金は行わない。

## 美幌町食物アレルギー診断経費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 美幌町食物アレルギー診断経費補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、美幌町補助金等交付規則（平成15年美幌町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、美幌町における食物アレルギー対策として、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、医師が作成する学校生活管理指導表の作成に要する費用を助成することにより、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

### (補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、美幌町立小学校又は中学校に通学する児童生徒及び通学予定者であって、食物アレルギーを有することにより学校生活において特別な配慮や管理が必要と認められる者の保護者とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1申請につき3,000円を上限とする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書兼概算払申請書に医療費自己負担額、学校生活管理指導表作成費用を納付したことを証明する書類を添えて町長に申請しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書兼概算払決定通知書及び規則第12条に定める補助金等交付額決定通知書を申請者に通知するものとする。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 美幌町学校給食における異物混入対応マニュアル

平成24年6月14日策定

平成25年1月10日改定

## 1 異物混入の発見（異物の種類により対応を判断すること）

### (1) 金属・ガラス類等危険な異物の場合

金属やガラス類など、児童・生徒の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童・生徒の安全性を最優先に対応すること。

当該発見学級を含む学校全体の給食の即時停止をするとともに、状況によっては、町内全学校の給食停止も行う。併せて、異物混入の給食を保全すること。

- ・金属：針金、スライサーの刃、針、ホッチキスの針、ボルト、ナット等
- ・ガラス類：ガラス、大皿（カレーライス、シチューなどに使用）の破片等

### (2) 虫・献立以外の食材料・毛髪等混入の場合

虫や献立以外の食材料の混入、毛髪や食材料の包装材料の切れ端などの異物については、健康への影響度も少ないと思われるので、直接その異物を除去すること。

但し、異物の種類によっては、当該発見学級分について、給食センターに連絡して、新しい食缶の配送を依頼すること。

## 2 異物混入による対応の分類

### (1) 学校内での異物発見時

#### ① 金属・ガラス類等の場合

<異物混入のあった学校での対応>

- ・連絡体系

速やかに情報を他の学校、給食センター、教育委員会に伝達するとともに、異物の写真を携帯電話等により送信する。送信先は次のとおり。

給食センター（kyusyokug@town.bihoro.hokkaido.jp）

学校教育グループ（kyouikug@town.bihoro.hokkaido.jp）

（伝達の流れ）

児童・生徒 ⇒ 担任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長 ⇒ 他の学校長

↳ 所長

↳ 教育部長 ⇒ 教育長

- ・配膳中、喫食中での対応

異物を発見した学級を含む学校全体の給食を即時停止し、児童、生徒の被害状況を把握するとともに、異物混入の給食を保全し、教職員全員に周知する。

- ・喫食後での対応

児童、生徒における被害の有無を確認する。

### <給食センターの対応>

- ・ 所長は現地に赴き、対応について学校長と協議する。
- ・ 所長は、速やかに教育部長に事故状況を報告し、保護者への対応を当該校にて協議する。
- ・ 当該児童・生徒並びにその児童・生徒のグループからも異物混入の状況について聴取する。

### <連絡を受けた他の学校での対応>

#### ・ 配膳中、喫食中での対応

学校全体の給食を即時停止し、児童、生徒の被害状況を把握するとともに、教職員全員に周知する。

#### ・ 喫食後での対応

児童、生徒における被害の有無を確認する。

- ・ 被害状況の結果を教育部長に報告する。

※各学校における異物混入事故の把握時間帯（配膳中、喫食の進行状況）により対応が異なり、非常に限られた時間での対応となるため、校長の判断により、その状況に応じた対応を行う。

### ② 虫・毛髪・梱包材料等の場合

#### ・ 連絡体系

（伝達の流れ）

児童・生徒 ⇒ 担任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長 ⇒ 所長 ⇒ 教育部長 ⇒ 教育長

- ・ 異物を除去し、給食を提供する。
- ・ 異物混入の程度によっては、新しい食缶と交換し、給食を提供する。
- ・ 異物が混入した当該学級の児童・生徒に対して、担任から混入原因の調査を給食センターに依頼する旨を伝達する。
- ・ 所長は、教育部長に状況を報告し、保護者への対応を学校長と協議する。
- ・ 混入物を給食センターに戻し、混入の経過や原因について調査を行い、学校長に結果の報告を行う。

### （2）給食センター調理所内での異物発見時

#### ① 金属・ガラス類等の場合

調理員 ⇒ チーフ ⇒ 所長 ⇒ 校長 ⇒ 教育部長 ⇒ 教育長

- ・ 所長は、給食実施の可否を判断し、学校長、教育委員会に連絡する。

## ② 虫・毛髪・梱包材料等の場合

調理員 ⇒ チーフ ⇒ 所長

- ・調理所内での異物発見時には、異物を除去の上、所長により安全確認を行う。

## 3 代替食の使用について

- ・異物混入があった場合、状況に応じて、各学校で保管する代替食を使用する。
- ・代替食を使用するかどうかの判断は、  
学校内での異物発見時は、校長が判断する。  
給食センター調理所内での異物発見時は、所長が判断する。

## 4 被害児童・生徒の保護者への説明と謝罪

- ・異物混入があった当該学級においては、担任から児童・生徒に原因を調査する旨の説明をする。
- ・原因調査及び給食センター・校長間の協議により、必要に応じて、校長から当面の対応策並びに再発防止対策について文書等で保護者宛てに通知する。
- ・業者直接搬入物や給食センターが原因の場合は、必要に応じて、教育委員会から当該学級に混入の経過や再発防止対策についての説明と謝罪の文書を配布する。

## 5 保護者への報告

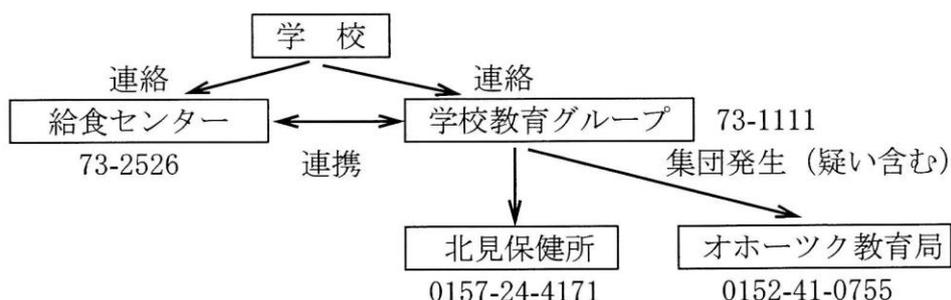
重大な異物混入や事故については、原因の究明を進め、その結果を教育委員会定例会等に報告するとともに、学校を通じて保護者に対しても概要について説明する。

## 6 報道機関への対応について

窓口を一本化し教育委員会（教育長、教育部長、学校給食課長）が行うこととする。

# 学校給食事故管理マニュアル

## 異常が見つかった場合(除く、食中毒、伝染病の事故)



### 学 校

#### 報告事項

患者数、学級別・職員等の発生状況、主要症状、発症日時 等

#### 報 告

第1報 電話により給食センター、学校教育グループに連絡する。

第2報 細部を調査して報告する。 個人別聴取用紙の提出  
学校別体調不良症状一覧表の提出

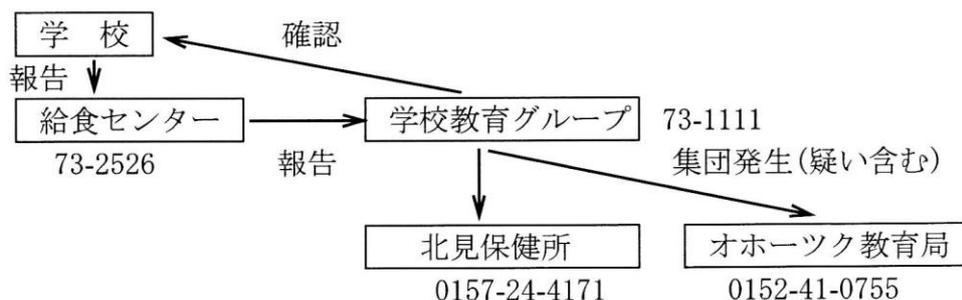
### 学校教育グループ

- ・詳細情報の収集、報告を受けた学校に出向く。
- ・電話並びに庁内LANにより、全学校へ情報提供と同じ事案の確認をする。

### 給食センター

- ・報告を受けた学校に出向く。学校教育グループとの連携する。

## 検食で異常が見つかった場合



### 学 校

- ・校長(検食者)から、給食センターに連絡し、庁内LANにより「検食簿」を送る。

### 給食センター

- ・状況確認のため、栄養士を含めた2名以上で、学校に出向く。
- ・各学校に連絡して、検食の状況の情報を収集する。
- ・学校教育グループに報告する。

## ○美幌町第3子以降学校給食費補助事業実施要綱

(令和2年4月1日制定)

(通則)

第1条 美幌町第3子以降学校給食費補助事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、美幌町補助金等交付規則（平成15年美幌町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 町は、町立学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒の学校給食に係る経費を助成することにより、多子世帯の保護者の負担を軽減するとともに、少子化対策並びに子育て支援に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校に就学している者をいう。
- (2) 生徒 学校教育法第1条に規定する中学校に就学している者をいう。
- (3) 保護者 児童又は生徒に係る学校給食費の納入義務者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者を養育する保護者（以下「申請者」という。）とする。

- (1) 美幌町立学校設置条例（昭和39年美幌町条例第37号）第2条に規定する小中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童又は生徒

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号の全てに該当する者の学校給食費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部についての給付等を受けた場合は、補助金の額から当該給付額に相当する額を除くものとする。

(権限の委任)

第6条 補助対象者は、当該補助金の申請に当たり、当該補助金に係る申請及び実績報告を行う権限、受領した当該補助金を学校給食費に充当する権限その他補助金に関する一

切の権限を、次条第1項に定める手続により、児童又は生徒が在籍する学校長及び学校給食センター所長に委任するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者が補助金の交付を申請するときは、当該児童又は生徒が在籍する学校長に美幌町第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状(様式第1号)を提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書兼概算払申請書に、前項の美幌町第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状(様式第1号)と次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出するものとする。

(1) 美幌町第3子以降学校給食費補助事業計画書(様式第2号)

(2) 美幌町第3子以降学校給食費無償化補助申請者内訳書(様式第3号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条第2項の規定により交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、審査に必要があると認めるときは、関係する資料等の提出を申請者及び補助対象者から求めることができる。

2 町長は、前項の審査により交付すべきものと認めるときは、規則第5条第1項に規定する補助金等交付決定通知書兼概算払決定通知書により、当該申請書を提出した学校長に通知するとともに、美幌町第3子以降学校給食費補助金交付決定通知書(様式第4号)により対象となる保護者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 申請者は、申請した内容に変更があったときは、美幌町第3子以降学校給食費補助事業変更承認申請書(様式第5号)により学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定による申請があったときは、規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等変更承認申請書兼概算払変更承認申請書に変更の内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認すると決定したときは、規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等変更決定通知書兼概算払変更決定通知書により学校長に通知するものとする。

(補助金の実績報告等)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた学校長は、補助金の交付の対象となる学校給食の実施日の属する年度の給食提供最終日の翌日までに、規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 美幌町第3子以降学校給食費補助事業報告書（様式第6号）
  - (2) 美幌町第3子以降学校給食費無償化補助実績内訳書（様式第7号）
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、規則第12条に規定する補助金等交付額確定通知書により学校長に通知するとともに、美幌町第3子以降学校給食費補助金等交付額確定通知書（様式第8号）により対象となる申請者に通知するものとする。

（補助金の学校給食費への充当）

第12条 補助金は、年度末で精算し、交付するものとする。

2 町長は、前条の規定により確定した補助金をもって、当該補助金に係る学校給食費相当額を、町の会計に充当するものとする。

（報告又は調査）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた学校長及び保護者に対し、補助金の支給に関する報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、規則第14条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、学校長及び申請者へ美幌町第3子以降学校給食費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。